

平成31年度
茨城県地域医療医師修学資金貸与制度

【県内対象】追加募集のご案内

茨城県保健福祉部医療局医療人材課
平成31年4月

5 県への応募及び県面接

- 平成 31 年度茨城県地域医療医師修学資金貸与制度（追加募集）に応募しようとする者は、県へ応募書類を提出するとともに、県の実施する面接を受けることが必要です。
- 県の面接当日の集合場所及び時間等については応募期間終了後、通知にてお知らせします。
- 平成 30 年 10 月 20 日（土）、21 日（日）・11 月 25 日（日）または平成 31 年 2 月 9 日（土）、10 日（日）に実施した茨城県地域医療医師修学資金貸与制度の県面接を受けた者は、当該面接結果を使用しますので、再度、県面接を受ける必要はありません。

6 県への応募期間

平成 31 年 4 月 8 日（月）～平成 31 年 4 月 19 日（金）必着

7 県への提出書類

応募期間中に次の書類を提出してください。

- ①応募書兼県面接申込書（別紙様式 1）
 - ②面接票（別紙様式 2）
 - ③誓約書（別紙様式 3）
 - ④応募理由書（別紙様式 4）（地域枠への応募理由、どのような医師になりたいか、などを記入）
 - ⑤大学の在学証明書
 - ⑥住民票の写し（本人と親の関係の分かるもの）
 - ⑦返信用封筒（封筒は原則、定型長形 3 号とし、出願者の住所・氏名・郵便番号を記載し 82 円切手を貼付する）
- ※ 郵送で申し込む際は、封筒の表に「地域枠応募（茨城県内対象）」と朱書し、必ず郵便局の窓口で「簡易書留」の手続きをとってください。
- ※ 持参する場合は土曜日・日曜日・祝日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで受け付けます。
- ※平成 30 年 10 月 20 日（土）、21 日（日）・11 月 25 日（日）または平成 31 年 2 月 9 日（土）、10 日（日）に実施した茨城県地域医療医師修学資金貸与制度の県面接を受けた者は、①、③、⑤及び⑦のみ提出してください。
- ※ 平成 31 年 4 月 26 日（金）午前中までに応募受理書、面接日等の案内が到着しない場合には、本書末尾の問い合わせ先までご連絡ください。

〈書類提出先〉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保グループ

9 県面接の実施場所及び面接日

- (1) 実施場所 茨城県庁内会議室
- (2) 面接日 平成 31 年 4 月 27 日（土）

10 入学後の手続き

提出書類及び面接結果をもとに審査し、貸与者を決定します。貸与決定後、修学資金貸与のための契約を締結します。（独立の生計を営む連帯保証人 2 名を決めていただきます。）

11 返還の免除等

(1) 全額免除

大学卒業後、1 年 6 ヶ月以内に医師免許を取得した後、直ちに知事の指定する医療機関で 9 年間（臨床研修期間を含む）を医師として業務に従事したときは返還を免除します。

従事期間のうち 2 分の 1 以上の期間は「医師不足地域の医療機関」で勤務していただきます。

- ※ 大学院の医学を履修する課程に在学している期間や、育児休業等やむを得ない事由より医師業務の従事等ができない期間は、従事期間に含まれません。
- ※ 出身大学の附属病院の専門研修プログラム等に登録し、県外医療機関で複数年勤務をする場合等も「認定専門研修」として認めます。この場合に、県外での勤務期間は従事期間に算入しない（猶予扱い）こととします。

(2) 裁量免除

災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき、その他特に必要と認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除します。

12 修学資金の返還

返還の免除事由（11 返還の免除等）に該当しなかったときは、貸与を受けた修学資金に利息※を付した金額を、返還義務が生じた日から1ヶ月以内に返還していただきます。

※ 「利息」とは、修学資金の貸与を受けた日の翌日から卒業の日までの日数に応じ、年 10%の割合で計算した額（知事の定める医療機関での勤務中は、利息はかかりません。）

13 その他の注意事項

- 地域枠入学者は、将来、茨城県の地域医療に貢献する熱意と能力を有し、在学期間中は本修学資金の貸与を受けることが要件となっています。
- 地域枠入学者は、本修学資金の貸与を受ける修学生として、地域医療支援センターが主催する各種研修会や個別面談などに必ず参加することとなっており、やむを得ず欠席する場合には必ずレポートを提出してもらいます。
なお、当該研修会の出席状況及びレポート提出状況は県内臨床研修病院へ情報提供します。
- 就労義務を伴う他の奨学金との併用はできません。

茨城県地域医療支援センターについて

- 茨城県では、医師修学資金や県地域枠の卒業医師をはじめとする若手医師の皆さんが県内の医療機関で充実した勤務を過ごしながらか自分の希望に応じたキャリアアップが図れるよう、若手医師の皆さんを大きくサポートする「茨城県地域医療支援センター」を平成 24 年 4 月に設置しました。
- 地域医療支援センターの特色
 - ◇ 医学生時から県内各医療圏の病院見学や先輩医師からの講話や交流会などの機会をもつことができます。
 - ◇ 専任医師（キャリアコーディネーター）が、面談によりご本人の意向を踏まえて専門医資格取得などのアドバイスをいたします。
 - ◇ 特色の違う病院をローテーションしながら研修ができます。
 - ◇ 多彩な症例が経験でき、技術・臨床能力の向上が図れます。
 - ◇ 医師としての初期段階において身につけておくべき手技習得などを支援します。
 - ◇ 医学生や若手医師同士の交流会などを通じて、生涯に渡る人脈を幅広く築くことができます。

<問い合わせ先>

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保グループ
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL:029-301-3191 FAX:029-301-3194
E-mail:i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

出願希望大学名	大学	応募・申込年月日	平成 年 月 日
茨城県地域医療医師修学資金貸与制度（追加募集） 応募書 兼 県面接申込書			
ふりがな			写真貼付欄
氏名	男・女		1. カラー写真, 上半身, 正面, 無帽, 無背景, 枠なし 2. 縦4cm×横3cm 3. 最近3ヶ月以内撮影 4. 裏面に氏名を記入 5. 全面のり付け
現住所	〒		
	生年月日	年 月 日生 平成31年1月1日現在 (満 才)	
	電話：()	—	携帯：() —
出身学校	名称		
	所在地	〒	
	卒業等	平成 年 月 卒業 ・ 卒業見込	
保護者	住所	氏名	続柄
	〒		
	電話 () —		
卒業後履歴	該当がある場合に記入すること（高校卒業後の在学歴（予備校を含む）、就職歴）		
	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ()		
	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ()		
他地域枠受験状況	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ()		
	今回の応募以外に受験した地域枠及び受験予定の地域枠があれば以下に記入すること		
	大学名 ()		
大学名 ()			
大学名 ()			

出願希望大学名	大学	作成日	平成 年 月 日
茨城県地域医療医師修学資金貸与制度 面接票			
ふりがな			性別
氏名			男・女
1. 趣味・特技		2. 好きなスポーツ	
3. クラブ・サークル活動		4. 学級委員・運動部の主将等委員や役員の経験	
5. 社会参加の経験（ボランティア・アルバイト・その他）			
6. 好きな言葉		7. 高校生時代等に一番印象に残った事	
8. 茨城県の好きな点		9. 自分の性格	
10. あなた自身で自分をPRしてください。（あなたが得意なこと、これまでに力を入れてきたことなど、どのようなことでも結構です。）			
11. 今年度受験した大学・学部名		12. 浪人の場合 前年度の受験大学・学部名	
1)	大学 学部	1)	大学 学部
2)	大学 学部	2)	大学 学部
3)	大学 学部	3)	大学 学部
4)	大学 学部	4)	大学 学部

誓 約 書

年 月 日

茨城県知事 殿

応募者氏名： 印

※保護者氏名： 印

※応募者が未成年の場合に記入

出願希望大学名： 大学

私は、茨城県地域医療医師修学資金の貸与決定を受けたときは、下記を遵守することを誓います。

記

- 1 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例及び茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守すること。
- 2 学業に専念するとともに、地域医療支援センターが開催する研修会、個別面談などの支援事業に参加すること。
- 3 医師免許取得後は、医師不足地域における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関の中から知事が指定する医療機関において茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に規定する指定期間、医師として従事すること。
- 4 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。

※本制度から正当な理由なく離脱した方を採用した病院は、厚生労働省からの補助金が減額される場合があります。そのため制度離脱者は、大学卒業後に2年間の初期臨床研修を行う病院に採用される際に不利益を被ることがあります。

なお、これは平成31年4月現在の情報のため、今後変更となる場合があります。

備考：自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

応 募 理 由 書

年 月 日

応 募 者 氏 名 :

出 願 希 望 大 学 名 :

大 学

地域枠への応募理由や、どのような医師になりたいか等について、自由に記入すること。

400字 (20×20)

○茨城県地域医療医師修学資金貸与条例

平成20年10月1日

茨城県条例第36号

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例を公布する。

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、特定の地域及び診療科において医師が不足している状況にかんがみ、医師不足地域における医療機関等において将来医師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県地域医療医師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を緊急に図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(平21条例31・平21条例54・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「医師不足地域」とは、医師の不足によりその確保が必要な地域として知事が定める地域をいう。

2 この条例において「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(平26条例52・平30条例56・一部改正)

(修学資金の貸与)

第3条 知事は、次のいずれかに該当する者であって、大学(大学院を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学するもの(第3号に掲げる者にあつては、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学の医学を履修する課程に在学するものに限る。)のうち、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに対し、修学資金を貸与することができる。

(1) 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者

(2) 県内に居住する者の子(前号に掲げる者を除く。)

(3) 前2号に掲げる者以外の者

(平30条例56・全改)

(貸与金額等)

第4条 修学資金の貸与金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校である大学 月額200,000円
 - (2) 学校教育法第2条第2項に規定する私立学校である大学 月額250,000円
- 2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日(第8条の規定により貸与契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。
- (平29条例15・一部改正)

(貸与期間)

- 第5条 修学資金の貸与期間は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)に係る大学の修学期間以内(当該修学期間が72月を超える場合にあつては、当該修学期間のうち72月以内)とする。
- (平29条例46・一部改正)

(貸与方法)

- 第6条 修学資金は、予算の範囲内で契約(以下「貸与契約」という。)により貸与するものとする。

(連帯保証人)

- 第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

- 第8条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与契約を解除するものとする。
- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(学業成績表等の提出)

- 第9条 知事は、修学生に対し、在学証明書、学業成績表及び健康診断書の提出を求めることができる。

(貸与の停止等)

第10条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 知事は、修学生が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）した場合において、当該修学生が当該留年の期間に係る修学資金の貸与の停止を希望するときは、当該期間、修学資金の貸与を停止することができる。

3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の規定による求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(平29条例46・一部改正)

(返還)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第4条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

(1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。

(2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を取得しなかったとき。

(3) 医師の免許を取得した後、直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)

(4) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)

(5) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であって、臨床研修の修了及び次条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり知事が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ修学生ごとに指定するもの(当該指定後に知事が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の医療機関として知事が当該修学生ごとに指定するもの)(以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)

(6) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により知事が指定した場合及び第13条第1項第1号に該当する場合を除く。)

(7) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関におい

て医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年。次号カ及び第13条第1項第1号において同じ。)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間の2分の1に相当する期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(次項の規定により知事が指定した場合を除く。)

(8) 次項の規定により知事が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は配偶者(カに規定する義務期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあっては、配偶者であった者)が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であって、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関(以下「他県医療機関」という。)で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関」という。)において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関において次項の規定により知事が指定した期間(第3項の規定により期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第13条第1項第2号に該当する場合を除く。)

オ 他県指定医療機関において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第13条第1項第2号に該当する場合を除く。)

カ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関及び他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事し、かつ、

当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間(第13条第1項第2号及び第3号、第2項並びに第3項において「義務期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(第13条第1項第2号に該当する場合を除く。)

(9) 医師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第13条第1項第3号及び第14条に該当する場合を除く。)

2 知事は、修学生から他県医療機関で臨床研修を受け、又は医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該修学生が臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年)並びに指定従事医療機関及び他県指定医療機関においてそれぞれ医師の業務に従事する期間を合算した期間と当該修学生が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間とが等しくなるよう、当該修学生が当該業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 修学生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

(2) 修学生及びその配偶者が、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

3 知事は、前項の規定により期間を指定した場合であって、修学生と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、修学生の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

(平24条例42・平26条例52・平30条例56・一部改正)

(返還債務の履行猶予)

第12条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号及び第4号にあっては、知事が必要と認めた期間に限る。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が地域医療の充実に必要なものとして認

定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの(次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。

- (3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(平24条例42・平26条例52・平30条例56・一部改正)

(返還債務の当然免除)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき(第11条第2項の規定により知事が指定した場合を除く。)
 - (2) 第11条第2項の規定により知事が指定した場合にあっては、修学生が医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定期間、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事し、かつ、義務期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したときであって、当該義務期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき。
 - (3) 第1号の規定による合算した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。
- 2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事できなかった修学生に係る前項第1号及び第2号の規定の適用については、当該修学生は、第12条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関又は当該他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった修学生に係る第1項第1号及び第2号の規定の適用については、当該修学生は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(平24条例42・平26条例52・平30条例56・一部改正)

(返還債務の裁量免除)

第14条 知事は、修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第15条 修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第4条第2項の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平25条例25・旧付則・一部改正)

2 当分の間、第15条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

(平25条例25・追加)

付 則(平成21条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(茨城県医師修学資金貸与条例の一部改正)

- 2 茨城県医師修学資金貸与条例(平成18年茨城県条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成21年条例第54号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第42号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金を貸与する契約を結んだ者については、この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例第12条及び第13条第2項の規定を除き、なお従前の例による。

付 則(平成25年条例第25号)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、延滞金、遅延利息又は延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(1)から(5)まで 略

(6) 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例付則第2項

付 則(平成26年条例第52号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第11条第1項第3号から第5号まで及び第7号から第10号まで、第2項並びに第3項、第12条第4号並びに第13条第1項第1号から第3号まで、第2項並びに第3項の規定は、この条例の施行の日において現にこの条例による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金の貸与を受けている者についても適用する。この場合において、改正後の条例第11条第1項第5号中「第3条第1号に該当する修学生」とあるのは、「修学生」と読み替えるものとする。

付 則(平成29年条例第15号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に大学(大学院を除く。以下同じ。)に入学する者に係る茨城県地域医療医師

修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与金額は、この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額又は月額150,000円のうち当該者が同年度における修学資金の貸与に係る契約を締結するに際して選択する額とする。

- 3 平成28年度以前に大学に入学した者に係る修学資金の貸与金額は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成29年条例第46号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年条例第56号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例第3条、第11条第1項第5号から第8号まで及び第2項、第12条並びに第13条第1項及び第2項の規定は、この条例による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金を貸与する契約を結んだ者についても適用する。

付 則(平成31年条例第18号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則

平成21年1月15日

茨城県規則第2号

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則を次のように定める。

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(平成20年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請)

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて所定の期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了したことを証する書類
- (2) 大学の在学証明書
- (3) 住民票の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(貸与の適否の決定等)

第3条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の貸与の適否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与の適否を決定したときは、遅滞なく、修学資金貸与決定通知書又は修学資金貸与不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第4条 申請者は、前条第2項の規定による修学資金の貸与の決定の通知を受け取ったときは、遅滞なく、茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

(連帯保証人)

第5条 条例第7条の規定による連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

- 2 申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。
- 3 修学生(貸与契約を締結した後、最初の修学資金の交付を受けていない者を含む。次条及び第7条において同じ。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住

所の変更があったときは、直ちに、連帯保証人変更届に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除)

第6条 知事は、条例第8条の規定により修学資金の貸与契約を解除したときは、茨城県地域医療医師修学資金貸与契約解除通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸与の停止等)

第7条 知事は、条例第10条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与停止(一時保留)通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

2 知事は、条例第10条の規定により停止し、又は一時保留した修学資金の貸与を再開したときは、修学資金貸与再開通知書により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(医療機関等の指定又は変更)

第7条の2 知事は、条例第11条第1項第5号の規定により医療機関を指定し、若しくは指定に係る医療機関を変更しようとするときは、あらかじめ、当該修学生と面接を行うものとする。

2 知事は、医療機関を指定し、若しくは指定に係る医療機関を変更することを決定したときは、書面により、その旨を当該修学生に通知するものとする。

(平25規則43・追加，平27規則32・平30規則96・一部改正)

(返還申告書)

第8条 修学生は、条例第11条第1項各号に掲げる事由が生じたとき(条例第12条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けている場合は、当該猶予の期間が満了したとき。)は、当該事由が生じた日から起算して10日以内に、修学資金返還申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該事由が修学生の死亡によるものであるときは、当該申告書の提出は、当該修学生の相続人(相続人がないときは、当該修学生の連帯保証人。以下同じ。)が行うものとする。

(平27規則32・一部改正)

(指定期間の指定の申請等)

第8条の2 条例第11条第2項の規定による申請は、指定期間指定申請書に同項各号のいずれにも該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第11条第3項の規定による申請は、指定期間変更申請書に知事が必要と認める書類

を添えて行わなければならない。

- 3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を精査し、指定期間を指定し、又は変更することを決定したときは指定期間指定(変更)通知書により、指定期間を指定せず、又は変更しないことを決定したときは指定期間を指定(変更)できない旨の通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平27規則32・追加)

(認定専門研修の申請等)

第8条の3 修学生は、条例第12条第2号の規定による認定(変更に係る認定を除く。次項において同じ。)を受けようとするときは、当該認定に係る研修を受けようとする日の6月前までに、専門研修認定申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 修学生は、認定を受けた研修を変更しようとするときは、認定専門研修変更申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る研修が地域医療の充実に必要と認めたときは専門研修(認定専門研修変更)認定通知書により、当該申請に係る研修が地域医療の充実に必要と認められない場合には専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(平25規則43・追加, 平27規則32・旧第8条の2繰下)

(猶予の申請)

第9条 修学生は、条例第12条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学資金返還猶予申請書に同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(猶予の承認通知等)

第10条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の返還の債務の履行を猶予することが相当であると認めたときは修学資金返還猶予承認通知書により、当該猶予することが不相当であると認めたときは修学資金返還猶予不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(当然免除事由発生届)

第11条 修学生は、条例第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、修学資金返還当然免除事由発生届に次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) 条例第13条第1項第1号又は第2号に該当するとき 業務従事証明書
- (2) 条例第13条第1項第3号に該当するとき(修学生が死亡した場合を除く。) 診断書及

び当該心身の故障が業務に起因するものであることを証する書類

- 2 修学生が死亡した場合において、条例第13条第1項第3号に該当するときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還当然免除事由発生届に死亡診断書及び当該死亡が業務に起因するものであることを証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(平27規則32・一部改正)

(当然免除の認定通知等)

第12条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、その事実を確認し、修学資金の返還の債務を免除することが相当であると認めるときは、修学資金返還免除認定(承認)通知書により、当該免除することが不相当であると認めるときは修学資金返還免除不認定(不承認)通知書により、当該届出をした者に通知するものとする。

(裁量免除の申請)

第13条 修学生は、条例第14条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還裁量免除申請書にその事由を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 修学生が死亡した場合において、条例第14条に該当し、かつ、同条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還裁量免除申請書に死亡診断書を添えて、知事に申請しなければならない。

- 3 前条の規定は、前2項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による届出」とあるのは「次条第1項及び第2項の規定による申請」と、「その事実を確認し」とあるのは「その内容を審査し」と、「当該届出」とあるのは「当該申請」と読み替えるものとする。

(期間の計算方法)

第14条 条例第11条第1項第7号及び第8号カ並びに第13条第1項から第3項までに規定する期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

(平25規則43・平27規則32・平30規則96・一部改正)

(その他の届出)

第15条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に掲げる届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名(住所)変更届
- (2) 退学し、又は退学の処分を受けたとき 退学届

- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき 辞退届
 - (4) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき 休学(停学・留年)届
 - (5) 復学したとき 復学届
 - (6) 卒業したとき 卒業届
 - (7) 医師の免許を取得したとき 医師免許取得届
 - (8) 臨床研修を開始したとき 臨床研修開始届
 - (9) 医師の業務に従事したとき 業務従事開始届
 - (10) 医師の業務に従事しなくなったとき 退職届
- 2 修学生が死亡したときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学生死亡届に死亡診断書を添えて、知事に届け出なければならない。
- 3 医師の業務に従事する修学生は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書に業務従事証明書を添えて、知事に提出しなければならない。
- (平25規則43・一部改正)

(申請書等の様式)

第16条 次の表の左欄に掲げるこの規則の各条項に規定する当該中欄に掲げる申請書等の様式は、当該右欄に掲げるとおりとする。

該当条項	申請書等の種類	様式
第2条	修学資金貸与申請書	様式第1号
第3条第2項	修学資金貸与決定通知書	様式第2号
第3条第2項	修学資金貸与不承認決定通知書	様式第3号
第4条	茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書	様式第4号
第5条第3項	連帯保証人変更届	様式第5号
第6条	茨城県地域医療医師修学資金貸与契約解除通知書	様式第6号
第7条第1項	修学資金貸与停止(一時保留)通知書	様式第7号
第7条第2項	修学資金貸与再開通知書	様式第7号の2
第8条	修学資金返還申告書	様式第8号
第8条の2第1項	指定期間指定申請書	様式第8号の2
第8条の2第2項	指定期間変更申請書	様式第8号の3
第8条の2第3項	指定期間指定(変更)通知書	様式第8号の4
第8条の2第3項	指定期間を指定(変更)できない旨の通知書	様式第8号の5
第8条の3第1項	専門研修認定申請書	様式第8号の6

第8条の3第2項	認定専門研修変更認定申請書	様式第8号の7
第8条の3第3項	専門研修(認定専門研修変更)認定通知書	様式第8号の8
第8条の3第3項	専門研修(認定専門研修変更)不認定通知書	様式第8号の9
第9条	修学資金返還猶予申請書	様式第9号
第10条	修学資金返還猶予承認通知書	様式第10号
第10条	修学資金返還猶予不承認通知書	様式第11号
第11条第1項及び第2項	修学資金返還当然免除事由発生届	様式第12号
第11条第1項第1号及び第15条第3項	業務従事証明書	様式第13号
第12条及び第13条第3項	修学資金返還免除認定(承認)通知書	様式第14号
第12条及び第13条第3項	修学資金返還免除不認定(不承認)通知書	様式第15号
第13条第1項及び第2項	修学資金返還裁量免除申請書	様式第16号
第15条第1項第1号	氏名(住所)変更届	様式第17号
第15条第1項第2号	退学届	様式第18号
第15条第1項第3号	辞退届	様式第19号
第15条第1項第4号	休学(停学・留年)届	様式第20号
第15条第1項第5号	復学届	様式第21号
第15条第1項第6号	卒業届	様式第22号
第15条第1項第7号	医師免許取得届	様式第23号
第15条第1項第8号	臨床研修開始届	様式第24号
第15条第1項第9号	業務従事開始届	様式第25号
第15条第1項第10号	退職届	様式第27号
第15条第2項	修学生死亡届	様式第28号
第15条第3項	業務従事状況報告書	様式第29号

(平25規則43・平27規則32・平30規則96・一部改正)

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年規則第19号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成25年規則第43号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年規則第32号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条の2から第8条の3まで、第11条、第14条及び第16条並びに様式第4号(その1)、様式8号から様式第8号の9まで、様式第12号、様式第13号、様式第25号及び様式第29号の規定は、茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成26年茨城県条例第52号)による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金を貸与する契約を締結した者についても適用する。この場合において、改正後の規則第16条中「様式第4号(その1)又は様式第4号(その2)」とあるのは「様式第4号(その1)」と、様式第4号(その1)中「茨城県地域医療(条例第3条第医師修学資金貸与契約書1号に該当する者用)」とあるのは「茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書」と、様式第8号中「条例第3条第1項に該当する修学生にあつては、県内」とあるのは「県内」と読み替えるものとする。

付 則(平成30年規則第9号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年規則第96号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成31年規則第14号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(様式省略)

様式第4号(第4条関係)

(平30規則96・全改)

茨城県地域医療医師修学資金貸与契約書

茨城県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)と連帯保証人
(以下「丙」という。)と連帯保証人 (以下「丁」という。)とは、茨城県地域医療医師修学資金貸与条例(平成20年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第6条及び第7条の規定に基づき、茨城県地域医療医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与について、次のとおり契約を締結する。

(貸与)

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 交付の時期 毎月

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日(第3条の規定によりこの契約が解除された場合にあっては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(貸与の停止等)

第2条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)した場合において、乙が当該留年の期間に係る修学資金の貸与の停止を希望するときは、当該期間、修学資金の貸与を停止することができる。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第9条の規定による在学証明書、学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(契約の解除)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

(返還)

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第1条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に医師の免許を取得しなかったとき。

(3) 医師の免許を取得した後、直ちに県内の医療機関において臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(4) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(5) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であつて、臨床研修の修了及び第6条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了(同条第1号に該当する場合を除く。)に当たり甲が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定するもの(当該指定後に甲が地域における医師の養成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の医療機関として甲が指定するもの)(以下「指定従事医療機関」という。)において医師の業務に従事しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(6) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき(次項の規定により甲が指定した場合及び第7条第1項第1号に該当する場合を除く。)

(7) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては、2年。次号カ及び第7条第1項第1号において同じ。)と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であつて、当該合算した期間の2分の1に相当する期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(次項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(8) 次項の規定により甲が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は配偶者(カに規定する義務期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあっては、配偶者であった者)が他県修学資金(本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であって、医師の免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関(以下「他県医療機関」という。)で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの(以下「他県指定医療機関」という。)において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの(知事が指定するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関において次項の規定により甲が指定した期間(第3項の規定により期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)(以下「指定期間」という。)医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第7条第1項第2号に該当する場合を除く。)

オ 他県指定医療機関において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき、又は他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事せず、かつ、指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第7条第1項第2号に該当する場合を除く。)

カ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関及び他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間(第7条第1項第2号及び第3号、第2項並びに第3項において「義務期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事しなかったとき(同条第1項第2号に該当する場合を除く。)

(9) 医師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、臨床研修を受けること又

は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第7条第1項第3号及び第8条に該当する場合を除く。)

2 甲は、乙から他県医療機関で臨床研修を受け、又は医師の業務に従事する前に申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、乙が臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては、2年)並びに指定従事医療機関及び他県指定医療機関においてそれぞれ医師の業務に従事する期間を合算した期間と乙が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間とが等しくなるよう、乙が当該業務に従事すべき期間を指定するものとする。

(1) 乙が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。

(2) 乙及びその配偶者が、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

3 甲は、前項の規定により期間を指定した場合であって、乙と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、乙の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

4 第1項の場合において、乙は、当該事由が生じた日から起算して10日以内に茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則(平成21年茨城県規則第2号。以下「規則」という。)第8条に規定する修学資金返還申告書を甲に提出し、甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。

(延滞利息)

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第1条第2項の規定により計算した利息の額との合算額につき年14.5パーセントの割合(条例付則第2項の規定が適用される場合にあっては、同項に規定する割合)で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間(第2号及び第4号にあっては、甲が必要と認めた期間に限る。)、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第3条の規定によりこの契約が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を習得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの(当該認定後に知事が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認め

たもの)(次条第2項において「認定専門研修」という。)を受けているとき。

(3) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。

(5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって、当該合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき(第4条第2項の規定により甲が指定した場合を除く。)

(2) 第4条第2項の規定により甲が指定した場合にあつては、乙が医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定期間、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事し、かつ、義務期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したときであつて、当該義務期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき。

(3) 第1号の規定による合算した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事できなかった場合における前項第1号及び第2号の規定の適用については、乙は、前条の規定により甲が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関又は当該他県指定医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等ができなかった場合における第1項第1号及び第2号の規定の適用については、乙は、引き続き医師業務の従事等をしてきたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしてきたものとみなされた期間は、これを同項第1号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

(返還債務の裁量免除)

第8条 甲は、乙が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(連帯保証)

第9条 丙及び丁は、この契約による乙の甲に対する債務について乙と連帯して履行の責めに任ずる。

2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちに、規則第5条第3項に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第10条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲乙丙丁各1通を保有する。

年 月 日

甲	茨城県水戸市笠原町978番6	
	茨城県知事	印
乙	住所	
	(電話)
	氏名	印
丙(連帯保証人)	住所	
	(電話)
	氏名	印
丁(連帯保証人)	住所	
	(電話)
	氏名	印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

医師不足地域以外の地域に所在する中核的な役割を担う医療機関

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成 20 年茨城県条例第 36 号）第 11 条第 1 項第 5 号に規定する地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関については次のとおりとする。

名 称	所 在 地
総合病院土浦協同病院	土浦市おおつ野 4-1-1
独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター	土浦市下高津 2-7-14
石岡市医師会病院	石岡市大砂 10528-25
山王台病院	石岡市東石岡 4-1-38
公益社団法人地域医療振興協会石岡第一病院	石岡市東府中 1-7
筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保 1-3-1
筑波学園病院	つくば市大字上横場 2573-1
筑波記念病院	つくば市大字要 1187-299
いちほら病院	つくば市大字大曾根 3681
医療法人社団双愛会つくば双愛病院	つくば市高崎 1008
筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1
水海道さくら病院	常総市水海道森下町 4447
きぬ医師会病院	常総市新井木町 13-3
J A とりで総合医療センター	取手市本郷 2-1-1
東取手病院	取手市井野字前土井 246
取手北相馬保健医療センター医師会病院	取手市野々井 1926
医療法人社団宗仁会病院	取手市岡 1493
龍ヶ崎済生会病院	龍ヶ崎市中里 1-1
牛久愛和総合病院	牛久市猪子町 896
医療法人つくばセントラル病院	牛久市柏田町 1589-3
医療法人社団光仁会総合守谷第一病院	守谷市松前台 1-17
守谷慶友病院	守谷市立沢 980-1
医療法人美湖会美浦中央病院	稲敷郡美浦村宮地字平木 596
東京医科大学茨城医療センター	稲敷郡阿見町中央 3-20-1